

○飯塚市合併10周年記念事業実行委員会補助金交付要綱

平成28年3月11日

飯塚市告示第63号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市合併10周年記念事業を実施するため、予算の範囲内において飯塚市合併10周年記念事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)に対し補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び経費)

第2条 補助の対象となる事業は、実行委員会による飯塚市合併10周年記念事業とする。

2 補助の対象となる経費は、前項に掲げる事業に要する経費及び実行委員会の運営に要する経費のうち市長が認めるものとする。

(目的外使用の禁止)

第3条 実行委員会は、補助金を飯塚市合併10周年記念事業及び実行委員会の運営の遂行のみに使用し、他の用途に使用してはならない。

(事業の計画変更)

第4条 実行委員会は、補助金の交付の決定通知を受けた後において、補助金の交付決定を受けた事業の計画を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(補助金に係る書類等の整備)

第5条 実行委員会は、補助事業に係る経理についての収支を明らかにした書類を整備し、補助事業の完了の日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。